

指定管理者候補の選定結果について

保健福祉局

指定管理者候補の選定結果について

	施設種別	施設名	指定管理者候補	指定期間		担当課	頁
1	障害者 体育施設	障害者スポーツセンター	北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体 (構成団体:社会福祉法人北九州市福祉事業団・ミズノスポーツサービス株式会社)	5年	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	障害福祉企画課	P1～
2	障害児 発達支援センター	総合療育センター	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	3年	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	障害者支援課	P13～
	児童 発達支援センター	総合療育センター西部分所					
3	障害者 地域活動センター	戸畑障害者地域活動センター	社会福祉法人 北九州障害者福祉事業協会	5年	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日		P29～
4	火葬場	西部斎場	イージス・グループ有限責任事業組合	5年	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	保健衛生課	P43～

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和3年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市障害者スポーツセンター

所在地：北九州市小倉北区三郎丸三丁目4番1号

設置目的：スポーツ活動を通じ、障害者の体力の増強及び残存機能の維持向上その他市民の心身の健全な発達に資することを目的とする。

施設内容

①施設概要

敷地面積：5,465㎡

構造：鉄筋コンクリート地下1階付3階建

規模：延床面積約10,234㎡

②事業内容

- ・利用の許可、許可の取消し及び使用料の徴収
- ・プール及びスタジオ(トレーニング室及び多目的室含む)における障害者スポーツ教室及び一般向けスポーツプログラムの実施
- ・障害者に対するスポーツ相談の実施
- ・障害者スポーツの普及・振興・指導
- ・施設及び設備の維持管理、危機管理、安全管理 等

(2) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体

所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号

構成団体：社会福祉法人北九州市福祉事業団

ミズノスポーツサービス株式会社

主な業務内容：社会福祉法人北九州市福祉事業団

- ・指定管理として51施設を運営
- ・市の受託事業を実施（介護保険訪問調査事業、障害支援区分認定調査等事業 等）

ミズノスポーツサービス株式会社

- ・公共スポーツ施設及び直営フットサルコート、フィットネス施設の管理運営事業
- ・スポーツ教室、スポーツイベント・大会、出張健康・体力づくりイベント等の企画運営事業 等

2 指定の経緯

令和3年8月23日～8月27日	募集要項配布
令和3年9月24日	募集締め切り
令和3年10月8日	指定管理者検討会の開催
令和3年11月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ①法人であること。
- ②本社、本店又は主たる営業所、事業所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③募集説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：1団体（北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間有識者] 内田 満（NPO 法人スポーツウェイヴ九州 理事長）
 - ・[学識経験者] 後藤 尚久（北九州市立大学経済学部 教授）
 - ・[民間有識者] 森 聖子（北九州市障害福祉団体連絡協議会 事務局長）
- ※ 五十音順

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。 ④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。

②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル				平均	審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C				
北九州市 障害者ス ポーツセ ンター運 営共 同事業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	4	4	4	4.0	4	4	
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	3	4	3.7	4	4	
	(3) 実績や経験など	5	5	4	4	4.3	4	4	
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	3	3	3	3.0	3	18	
	(2) 利用者の満足度	10	3	3	3	3.0	3	6	
	【効率性】								
	(3) 指定管理業務に係る経費	15	3	3	3	3.0	3	9	
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	3	3	3.0	3	6		

【適正性】							
(5) 管理運営体制など	10	4	3	4	3.7	4	8
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	3	3	3.0	3	6
合 計	100	66	62	65	—		65
地元団体に対する優遇措置（5点）							70

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。

（2）検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・人材の確保は長期的に可能と思われる。実績と専門性を有している。
- ・人的、財政的、実績は十分ある。
- ・共同体として、それぞれの理念や基本方針がしっかりしている。お互いの強みを活かして、相乗効果が期待できる。

【管理運営計画の的確性】

- ・意見箱やアンケートを反映することは良い。
- ・特に新しい提案がないように思う。
- ・意見や苦情の具体例がなく、苦情解決委員会開催の記載もない。対応がアレアス内で終わっているのではないか。組織全体で開かれた会議の必要性を感じる。
- ・人的には十分である。関係者との連携も考慮されている。
- ・“スポーツ”にこだわり過ぎているので、広い人材育成を期待したい。
- ・平等利用と障害のある人の施設である配慮や工夫がされている。
- ・個人情報保護も適正に行われている。
- ・ボランティアの育成や活用は評価できる。

（3）検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目のうち、全ての項目で評価レベル4、有効性においては2つの審査項目については全て評価レベル3、効率性の2つの審査項目については全て評価レベル3、適正性の2つの審査項目については評価レベル4と3となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

なお、付帯意見として、「ICT化、SNSの活用、ウェブによるアンケート、キャッシュレスの導入などを検討してもらいたい。」「合宿等での多様な施設利用の検討を行ってもらいたい。」「スポーツに特化せずに幅広く、職員の人材育成やボランティアの育成をしてもらいたい。」を付すこととなった。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・代表団体については、これまでの障害者体育施設運営の経験・ノウハウの蓄積があるほか、数多くの社会福祉施設の管理運営を行ってきた実績がある。また共同事業者についても、体育施設運営の経験・ノウハウを十分に有している。
- ・共同事業体それぞれの理念や基本方針がしっかりとあり、双方の強みを活かした相乗効果が期待できる。
- ・代表団体については、障害者スポーツ指導員のほか、福祉職、医療職などの有資格者を数多く有しており、長期的な人的確保について問題がない。
- ・財政基盤は安定しており、収支計画は適切になされている。
- ・人員配置について、仕様書で示した配置基準を満たしている。
- ・障害のある人もない人も平等に利用できるような配慮や工夫がみられる。

8 提案額

令和4年度	226,000千円
令和5年度	226,000千円
令和6年度	226,000千円
令和7年度	226,000千円
令和8年度	226,000千円

提 案 概 要

(北九州市障害者スポーツセンター 指定管理者)

団体名：北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

北九州市福祉事業団は、「基本理念」「スローガン」「経営方針」「行動規範」を定め、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質やサービスの向上を図ります。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

○昭和 40 年の設立依頼、55 年間にわたり、障害施設・保育所・老人施設・児童館など 9 種 68 施設を運営しています。また、当法人の職員数は 1,142 名で、多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間で連携することでさまざまな支援の提供が可能です。今後も、地域の医療機関等から信頼される専門家集団として、職員の資質や提供するサービスの質の向上を図るためには、安定した職員の確保や福祉・医療の専門職としてスキルの高い職員の確保・育成が必要であり、そのために正規職員の割合を高めるよう努力します。

○令和 2 年度決算において、純資産額は 83 億 6 千万円あまり、流動比率等の指標、さらに借入金はなく、財政基盤の安定性は十分確保されています。

(3) 実績や経験など

○障害児者施設のほか保育所・児童館・高齢者施設等 68 施設を運営し、市民への福祉サービスの提供に積極的に取り組んでいます。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

毎年度定める事業計画及び重点取組みに基づき、利用対象者や実施目的に応じたサービス提供及び支援を実施します。

障害のある方に対して、スタジオとプールを活用したプログラム提供、スポーツ相談、巡回スポーツ教室を実施するとともに、一般の方へ運動プログラムの提供及びトレーニング室での個別運動指導（希望者対象）を実施します。

また、国際的なスポーツ大会や各種障害者スポーツ大会の開催、交流促進事業の実施、生涯スポーツの支援、スポーツボランティアの育成、スポーツ協会の運営協力については、これまでの運営実績及びノウハウ等を最大限に活かして、障害者スポーツの振興及びスポーツを通じた社会参加の促進に取り組めます。

(2) 利用者の満足度

利用者から直接、意見・要望を聴くために意見交換会、利用者アンケートの実施、意見箱の設置を継続して行うとともに、利用者団体を構成員とする運営委員会を設置し、要望・意見を集約

します。

集約結果は職員ミーティングなどで検討・決定を速やかに実施し、利用者の声をサービス改善に反映する取り組みを継続して行います。

【効率性】に関する取組み

(1) 指定管理料及び収入

募集要項に示された条件を満たすための経費を支出計画に計上し、指定管理料上限額の範囲内で適切な施設運営に取り組みます。

また、ホームページ・チラシ等を使用した各種サービスの情報発信を積極的に行い、会員の獲得等利用者の増加に取り組みます。

(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性

R2年度実績に基づいたR3年度予算を参考として、収支計画を作成しています。

清掃や設備保守業務等について事務局による入札等を実施し、経費節減に努めています。

また、「節水対策」や空調温度など環境省が提唱する「クールビズ」「ウォームビズ」を基準とした「節電対策」に障害者や高齢者の身体状況等に影響が生じないように配慮しながら取り組み、健全な収支の執行を図ります。

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

管理運営体制を明確にするとともに、利用者にとって安全で安心な施設運営を図ります。

職員の資質向上のため、職場内研修・職場外研修を積極的に実施するとともに、資格取得研修にも積極的に参加し、利用者へのサービス向上を図ります。

また、アレアス主催行事を通して地域との連携に取り組むとともに、職員の講師派遣やボランティア・実習生の受け入れを通して関係機関との積極的な連携を図ることにより、福祉人材の育成や活用を推進するとともに、障害福祉への理解と認識を深めていきます。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

利用者の個人情報保護に積極的に取り組むとともに、利用申し込みの公平性を図るため利用調整会議等を開催し、利用者の平等利用にも取り組みます。

また、安全管理や事故対応などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。

提案額 (千円)

4年度	226,000千円
5年度	226,000千円
6年度	226,000千円
7年度	226,000千円
8年度	226,000千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度(A4)にまとめてください。

北九州市障害者スポーツセンター 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和3年10月8日（金） 17:00～18:45
- 2 場 所 北九州市役所 特別会議室 A
- 3 出席者 (検討会構成員) 内田構成員、後藤構成員、森構成員（座長）、
(事務局) 保健福祉局 荒田課長、菅係長、古澤
- 4 会議内容
 - 各企画提案書について事務局より説明
 - 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明。
 - 検討会の位置づけ及び選定基準、採点の注意事項等について、事務局より説明
 - 応募団体より提案概要に関してプレゼン
 - 応募団体との質疑応答
 - (構 成 員) これまでの施設利用者の地理的な範囲はどのあたりか。これまでの実績と、今後の提案の中で利用者の範囲をさらに広げていこうという感じなのか、それとも現状の範囲でリピートしてもらいながら努力をしていくのか、構想をお伺いしたい。
 - (応募団体) 地理的な範囲の状況として、小倉南北の近隣エリアが7～8割を占める状況であり、以前、小倉南区に所在していた当時も同じ状況であった。どうしても地理的な課題があることを認識している。ご指摘いただいた課題を意識しながら、知恵を絞りながら取り組んでまいりたい。
また、受託事業ではあるが、地域に指導員が訪問してスポーツ活動の振興を図ることは継続してまいりたい。市内一円の施設やプールを使用し、なるべく市内全域の方が利用できるように、努めている。
 - (構 成 員) 全体として、これまでの管理運営のあり方と、これから新しく取り組んでみたい、という強調するものがあればお伺いしたい。
 - (応募団体) これまで、障害のある人とない人が利用できる、みんなのスポーツセンターということの一つのテーマとして運営してきた。全体の利用者の中で、障害のある方が約3割で、健常者の方が約7割という状況である。障害者スポーツの振興を図る上で、支援していただくマンパワーの確保としては、人的な宝庫であるにとらえており、障害のある人もない人も一緒にスポーツをするというあり方を目指してきた。今後もそれに変わりはないが、多くの方が関心を持たれた東京パラリンピックのレガシーを継承しながら、さらにこれまで培ってきたものを、より効果的に生かしていきたい。
 - (構 成 員) これまで運営されてきて、問題などいろいろあったと思うが、その

改善策など、前回の提案から変えた点があるか。

- (応募団体) 今年1月末にプールでの利用者の溺水事故が発生し、多くの方にご心配、ご迷惑をおかけした。その後、二度とこのような事故が起きないように、例えば、教室ごとのマニュアルの作成や、職員の安全研修などを行うこととし、安全対策の改善点として取り組んでいく。また、福祉事業団本部からも、アレアスの現場職員との合同会議などに出向き、問題点などをしっかり共有するように改善した。
- (構成員) 意見箱にはどのような要望や意見が、どれくらいあるのか。
- (応募団体) 1週間に2～3件で、比較的多いと思っている。例えばシャワー室のカビが多いなど、設備面やハード面が主な内容である。また、コロナ対策として現在、利用回数・時間などの制限を設けさせていただいているが、以前のように自由に利用したいという意見もいただいている。
- (構成員) 教室ごとの安全対策マニュアルとして、具体的には、例えば潜水時間を計測するなどの改善をしたと思うが、ミズノスポーツのリスクマネジメントデータベースの中に、ヒヤリハットの集積がされているのか。
- (応募団体) リスクマネジメントデータベースには、いろいろな事故が集約されており、その中に、同じようなプール事故などのヒヤリハット事例を共有している。
- (構成員) 東京パラリンピックのレガシーについては、具体的な取り組みや今後の展望などはあるか。
- (応募団体) 東京パラリンピックでは、多様性と調和がテーマとしてうたわれており、まさにアレアスで一番力を発揮できる部分と考えている。アレアスでは、スポーツを通じて、障害に対する啓発に取り組んできており、広く社会に関心を集めた東京パラリンピックのレガシーとして、アレアスの取組みをさらに深めていきたい。
- (構成員) 障害のある人が利用する施設であり、例えば、糖尿病の低血糖症状やてんかん発作のある方の利用もあると思うが、看護師の方から職員への研修などの取り組みはしているか。
- (応募団体) 常勤の看護師はいるが、普段から密接に職員とのコミュニケーションを取りながら業務に当たっており、日々の取組みが職員の研修につながっている部分はあると思っている。過去には、看護師が講師となり、プールでの水分補給の重要性などに関する研修を行ったことはある。
- (構成員) 障害者スポーツセンターは、とても専門性が高い人材が必要であると思う。2期、3期と運営に携わって、次の5年を運営する中で、ボランティアの育成に加えて、施設そのものをマネジメントする次の人材を確保、育成することも長期的には必要なことと思う。ただ、指定管理施設のため、5年スパンで人を雇用することは難しい判断になると思うが、人事の計画がこれからの5年であるのか。

- (応募団体) 福祉事業団が運営している障害者施設、高齢者施設で採用した職員の中から、障害者スポーツに興味や特性を持っている職員に、障害者スポーツセンターに勤務してもらうなど、今後も続けて、長期的なマネジメントができる職員が育っていくように取り組んでいる。
- (構成員) これからデジタル社会になり、例えばペーパーレスやキャッシュレスの時代になってきており、今後、施設がデジタル社会に対応できるサービスを導入していく計画があるか。
- (応募団体) 事業団全体として ICT 化をすすめているところではあるが、現状として提案できる部分がないため、今後の課題とさせていただきたい。
- (構成員) 収支計画について、5年間同じ額で計上している。例えば、今年はこちらに力をいれるなど、年度によって特色を持つ計画にしてもよいのではないか。
- (応募団体) 指定管理料の上限額の中での予算のやり繰りで同額の提案とさせていただいている。毎年の事業計画の際には、例えばデジタル化の取り組みなど、特徴ある計画をたてていくということはしなければいけないと思っている。

○ 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自得点や意見を記入。集計結果をもとに、構成員全員で意見交換を行った。

・「適性」についての記入意見

- (構成員) 人材の確保は長期的に可能と思われる。実績と専門性を有している。
- (構成員) 人的、財政的、実績は十分である。
- (構成員) 共同体として、それぞれの理念や基本方針がしっかりしている。お互いの強みを活かして、相乗効果が期待できる。

・「有効性」についての記入意見

- (構成員) 障害者担当の事業団と一般利用者担当のミズノとの連携が十分かどうか。意見箱やアンケートをなど反映することは良い。
- (構成員) 特に提案がないように思う。
意見や苦情の具体例がなく、苦情解決委員会開催の記載もない。対応がアレアス内で終わっているのではないか。組織全体で開かれた会議の必要性を感じる。

・「効率性」についての記入意見

- (構成員) 適切に行われている。

・「適正性」についての記入意見

- (構成員) 人的には十分である。関係者との連携も考慮されている。
- (構成員) 指定管理の応募要件である“スポーツ”にこだわり過ぎているため、広い人材育成を期待したい。平等利用と障害のある人の施設である

配慮や工夫がされている。個人情報保護も適正に行われている。
(構 成 員) ボランティアの育成や活用は評価できる。

- 検討の結果、検討会として評価レベルを、
適性（１）施設の管理運営に対する理念は4、（２）人的・財政基盤は4、（３）実績・経験は4、有効性（１）設置目的の達成は3 （２）利用者満足向上は3、効率性（３）指定管理料及び収入は3、（４）収支計画の妥当性及び実現可能性は3、適正性（５）管理運営体制は4、（６）平等利用等は3に、決定した。

- また、付帯意見として、以下を付すこととした。
 - ・ICT化、SNSの活用、ウェブによるアンケート、キャッシュレスの導入などを検討してもらいたい。
 - ・合宿等での多様な施設利用の検討を行ってもらいたい。
 - ・スポーツに特化せずに幅広く、職員の人材育成やボランティアの育成をしてもらいたい。

- 事務局は合計得点を発表し、検討会として、応募団体が、市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることを認めた。

- 意見交換を行った後、最終的な取りまとめを行い、検討会を終了した。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和3年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

ア 北九州市立総合療育センター

名称：北九州市立総合療育センター
所在地：北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号
敷地面積：約13,265㎡(予定)
構造：鉄筋コンクリート造4階建
規模：延床面積 約22,233㎡(予定)
(ひさし、駐車場含む)

事業内容

- ・児童福祉法に基づく障害児入所支援
- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく療養介護、短期入所、生活介護
- ・障害のある子どもの早期診断、治療及び幼児期から成人期にかけてのリハビリテーション等

イ 北九州市立総合療育センター西部分所

名称：北九州市立総合療育センター西部分所
所在地：北九州市八幡西区若葉一丁目8番1号
敷地面積：約3,944㎡
構造：鉄筋コンクリート造1階建
規模：延床面積 約1,874㎡

事業内容

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・障害児等療育支援事業、外来診療等

(2) 指定期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

ア 名称：社会福祉法人北九州市福祉事業団
イ 所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
ウ 主な業務内容：

- ① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設や特別養護老人ホーム等の設置経営及び受託経営ほか）
- ② 第2種社会福祉事業（保育所や児童厚生施設の設置経営及び受託経営、各種事業の実施（障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
- ③ 公益事業（介護実習・普及センターや障害者体育館施設の設置経営及び受託経営ほか）
- ④ 収益事業（レインボープラザ設置経営及び受託経営ほか）
- ⑤ そのほか、市からの受託事業（介護保険訪問調査事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

2 指定の経緯

令和3年	6月21日	指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
	8月2日	申請受付開始
	8月6日	申請締め切り
	9月6日	指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
	9月	指定管理者候補の決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者等から構成された指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。

市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員 ※ 五十音順、敬称略

- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[民間経験者] 久門 正子（北九州市知的障害者相談員協議会 相談員）
- ・[税理士] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所 所長）
- ・[学識経験者] 村上 里絵（西南女学院大学 特任教授）
- ・[医療関係者] 吉田 雄司（北九州市医師会 理事）

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募方式採用の視点

ア 施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体（外郭団体）と密接に関連している施設（政策支援）

イ 施設の管理運営上の経緯や特殊性等から団体が特定される施設

ウ 以下のすべてに該当すると認められる施設

- 利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設
- 人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設
- 人材の育成に長期間が「とくに」必要である施設

以上の視点を踏まえて検討した結果、北九州市立総合療育センター及び同西部分所の指定管理者の選定については、条件付き公募方式を導入することとしました。

(別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり)

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・ 福祉事業団は、総合療育センター設置当初から積み重ねた障害福祉に関する専門知識や経験、ノウハウ、利用者との信頼関係等を有し、条件付公募の視点の要件を満たしていると思われる。
- ・ これだけのスタッフを揃えることは容易でないことを考えると、かねてから総合療育センターの運営を行っている福祉事業団が最適であると思われる。
- ・ 代替事業者の確保が容易ではないことはかなり大きい。今後この施設を継続して運営していただくためにも、「妥当性有り」と判断した。
- ・ 総合療育センターの開設当初から福祉事業団は深く関わっているため、様々な意味で、総合療育センターの運営にあたりこれ以上の団体はないと考えている。
- ・ 総合療育センターは先駆的な取組みとして発展してきており、今や北九州市における療育や医療の中核的な施設となっている。その専門性と、長年培った利用者との信頼関係を考慮すると、同法人以外に指定管理者はいない。よって、「妥当性有り」と考える。

6 選定基準

選定基準 (=審査項目) 及びポイント	
1	指定管理者としての適性
(1)	施設の管理運営 (指定管理業務) に対する理念、基本方針
①	応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や特性等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営 (指定管理業務) に対する理念や基本方針を持っているか。
(2)	安定的な人的基盤や財政基盤
①	長期間安定的な管理運営 (指定管理業務) を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3)	実績や経験など

- ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
- ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
- ⑤ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。
 - ・発達の向上
 - ・社会性の向上
 - ・身体機能の維持・向上
 - ・自立支援 など
- ⑥ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組み等の提案があるか。

(2) 利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取組み（社会参加や生きがづくりなど）が考えられているか。
- ⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

(3) 指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
- ② 収入が最大限確保される提案であるか。
- ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
- ② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
- ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されてい

	るか。
④	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤	衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員				
		A	B	C	D	E
社会福祉 法人 北九州市 福祉事業団	1 指定管理者としての適性					
	(1) 管理運営の理念、基本方針	適	適	適	適	適
	(2) 人的・財政基盤					
	(3) 実績・経験					
	2 管理運営計画の適確性					
	【有効性】					
	(1) 設置目的の達成への取組み	適	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度向上					
	【効率性】					
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性					
	【適正性】					
(5) 管理運営体制	適	適	適	適	適	
(6) 平等利用等						

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・ 法人の基本理念等が施設の設置目的に適合している。また、施設の設置目的や性格等を十分に理解し管理運営を行っている。
- ・ 地域の多様なニーズに対する取組みを実施し、早期発見・早期医療体制で安定的な管理運営を行っている。
- ・ 人的基盤や財政基盤等を確保しており、また、長年の施設の管理運営により、専門的知識や経験を十分に有している。
- ・ 実績を有し、成果を上げていると思うが、様々な面で状況変化している現在、未来に向けて総合療育センターが持続可能となるための努力を継続していただくとともに、他の団体に担うことができない責任を背負っている自覚と熱意を持って臨まれることを期待する。
- ・ 長年にわたる実績を見ても成果を上げており、全国で初めての「療育センター」という名称が北九州市の財産となっている。

【管理運営計画の適確性】

- ・ 施設整備及び利用者、家族への支援に対して充実を図るための取組みが実施

されてる。

- ・ 医療的ケア児を支援する事業「コーディネーター事業」「小児在宅医療推進事業」「コーディネーター養成研修事業」を通して、総合療育センターがこの分野でも中心的な存在になることを期待する。
- ・ 利用者は満足していると思うが、利用するまでの待機時間が長すぎる点は課題。診察前相談事業（さくらんぼルーム）取組みの工夫も有難いが、やはり人材（医師）確保が重要だと思う。
- ・ 研修等を適切に行っており、職員の資質・能力向上が図られるように考えられている。
- ・ 安全対策や事故発生時の対応、感染症防止対策が十分に考えられている。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 当該法人は、長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を担ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センター及び同西部分所についても、昭和53年及び平成28年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・ 総合療育センターに指定管理者制度を導入した平成18年度からは、同施設の指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に対する強い意欲が感じられる。
- ・ 法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。
- ・ 当該法人は、十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされており、収支差の改善に向けた意欲について評価できる。
- ・ 利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足度の向上に関しても、現状と課題を踏まえた様々な提案がなされており、十分な成果を上げることが期待できる。

9 提案額

(1) 北九州市立総合療育センター

342,254千円（令和4年度～6年度の各年度）

(2) 北九州市立総合療育センター西部分所

99,264千円（令和4年度～6年度の各年度）

条件付き公募とする理由

総合療育センター及び同西部分所は、北九州地域における障害児（者）に対する療育・医療を行う中核施設である。入所部門では、重度障害児が長期にわたって利用しているため、24時間体制でのケアが必要となり、通所部門では、療育場面だけでなく日常生活全般に加え、今後の進路等についても保護者からの相談に応じることが求められる。このため、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要である施設」と言える。

また、総合療育センター及び同西部分所は、入所・入院機能、外来機能、通園事業、相談支援事業等、医療・福祉の複合的な機能を持ち合わせた施設であり、重度障害児を支援するスタッフは、医師をはじめ、専門性・特殊性がとくに高い人材が必要とされる。このため、「人材について、高度な専門性がとくに必要である施設」と言える。

更に、現在のスタッフ人数は約300人に及び、かつその職種も多岐にわたっている。重複障害児や長期濃厚医療が必要な重症心身障害児への対応、重度肢体不自由児への支援など、スタッフは多様な障害像に継続的に対応する必要があるため、その人材育成にもとくに多くの時間を要している。このため、「人材の育成に長時間がとくに必要である施設」とも言える。

社会福祉法人北九州市福祉事業団は、北九州市内において長年にわたり障害児（者）の入所・通所施設を複数運営しており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センター及び同西部分所についても、設置当初より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

以上を踏まえ、総合療育センター及び同西部分所の指定管理者の選定は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考ええる。

提 案 概 要

(北九州市立総合療育センター及び同西部分所 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

1 指定管理者としての適性について

<p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>○事業団が策定した「基本理念」のもと、職員の意識改革を推進するとともに、「経営方針」における3つの視点、「サービスの視点」「人材の視点」「財務の視点」や「行動規範」に従い、福祉サービス提供者として、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。</p>
<p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>○昭和40年の設立依頼、55年間にわたり、障害施設・保育所・老人施設・児童館など9種68施設を運営しています。また、当法人の職員数は1,142名で、多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間で連携することでさまざまな支援の提供が可能です。今後も、地域の医療機関等から信頼される専門家集団として、職員の資質や提供するサービスの質の向上を図るためには、安定した職員の確保や福祉・医療の専門職としてスキルの高い職員の確保・育成が必要であり、そのために正規職員の割合を高めるよう努力します。</p> <p>○令和2年度決算において、純資産額は83億6千万円あまり、流動比率等の指標、さらに借入金はなく、財政基盤の安定性は十分確保されています。</p>
<p>(3) 実績や経験など</p> <p>○障害児者施設のほか保育所・児童館・高齢者施設等68施設を運営し、市民への福祉サービスの提供に積極的に取り組んでいます。</p> <p>○総合療育センターの設立以来、国内における「障害児医療」と「小児リハビリテーション」の先駆的モデル施設として運営してきた実績があります。</p> <p>○総合療育センター及び同西部分所では国家資格を要する医療スタッフ等が200人以上在職しています。</p>

2 管理運営計画の適確性

<p>【有効性】に関する取組み</p>
<p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <p>○「総合療育センターの使命」「基本方針」に基づき、外来・入所・通園、地域支援など障害児(者)及びその家族のニーズに応じたサービスを提供し、地域への社会貢献に取り組めます。</p> <p>○総合療育センター及び同西部分所の施設間の連携を強化することにより、利用者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。</p>
<p>(2) 利用者の満足度</p> <p>○利用者の意見・要望などを効果的に集約し、対応を速やかに決定するとともに、情報提供を密に行うことで、利用者満足度90%以上を目指します。</p> <p>○個別支援計画の充実を図り、利用児(者)へのサービスの向上に努めます。</p> <p>○利用者情報誌を発行し、最新の福祉情報・障害に関する知識等の情報提供を行います。</p>

○職員教育を計画的に行うことで、サービスの質の維持・向上を図ります。

【効率性】に関する取組み

(1) 指定管理料及び収入

○委託契約、単価契約、リース契約等は原則入札もしくは見積競争による委託等契約の実施により、業務の効率化・物品供給の安定化・経費節減に取り組めます。

○節水協力や節電協力の張り紙を掲示し、職員の節水・節電意識を高めます。空調は環境省の提唱する空調温度を基準として、費用縮減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。また、特定規模電気事業者との契約により電気料金の節減に努めます。

(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性

○総合療育センターについては、「総合療育センター経営会議」を新たに設置し、診療科や福祉分野それぞれに、活動目標を設定し、今後、到達状況を検証しながら、収入増に取り組めます。

○新型コロナウイルス感染症への対応など不確定要素も多く、予測が困難な面もあります。

○4病棟目開所時には、人件費等の経費が増大するため、別途指定管理料が必要となります。

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

○管理運営体制を明確にするとともに、各種委員会を設置し、利用者にとって安全で安心な施設運営を図ります。

○職員の資質向上のため、職場内研修・職場外研修を積極的に実施するとともに、研究発表の場を設けて自己研鑽の風土を醸成します。

○ボランティアを受け入れて福祉人材の育成や活用を推進します。

○地域の保育所・幼稚園・小学校・自治会との交流を通して、障害福祉への理解と認識を深めていきます。

○北九州市発達障害者支援地域協議会に参加し、発達障害児の支援体制の構築等に貢献します。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

○利用者の個人情報保護に積極的に取り組むとともに、利用者に関する虐待の防止や早期発見を図り、利用者の人権擁護を徹底します。

○子ども総合センター等関連機関と調整し、緊急度の高い方からサービスを提供します。

○安全管理や事故対応、防犯、防災対策などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。

提案額 (千円)

4年度	総合療育センター	342,254千円
	総合療育センター西部分所	99,264千円
5年度	総合療育センター	342,254千円
	総合療育センター西部分所	99,264千円
6年度	総合療育センター	342,254千円
	総合療育センター西部分所	99,264千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度(A4)にまとめてください。

第1回 北九州市総合療育センター及び同西部分所に係る 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和3年6月21日（月）18：00～18：45
- 2 場 所 総合保健福祉センター アシスト6階 視聴覚室
- 3 出席者 （検討会構成員等）門田構成員（座長）、久門構成員、
田村構成員、村上構成員、吉田構成員
（事務局）保健福祉局障害福祉部長、障害者支援課長、
施設管理担当係長、施設管理担当職員
- 4 会議内容
 - 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明
 - 構成員の互選により、座長を選出
 - 検討会の位置づけ及び検討会の進め方等について、事務局より説明

(1) 条件付き公募方式採用の妥当性について

 - 施設の管理運営に関する要求水準及び条件付き公募方式採用の理由等について事務局より説明

＜質疑なし＞

 - 構成員は各自条件付き公募方式採用の妥当性の有無を記入し発表。その後、構成員全員で意見交換

(構成員) 福祉事業団は、総合療育センター設置当初から積み重ねた障害福祉に関する専門知識や経験、ノウハウ、利用者との信頼関係等を有し、条件付き公募の視点の要件を満たしていると思われるため、「妥当性有り」と考える。また、今後の地域医療構想においても、従来からの実績で対応可能であると考えている。

(構成員) これだけのスタッフを揃えることは容易でないことを考えると、かねてから総合療育センターの運営を行っている福祉事業団が最適であると思われるため「妥当性有り」と判断した。

(構成員) 代替事業者の確保が容易ではないことはかなり大きい。今後この施設を継続して運営していただくためにも、「妥当性有り」と判断した。

(構成員) 総合療育センターの開設当初から福祉事業団は深く関わっているので、様々な意味で、総合療育センターの運営にあたりこれ以上の団体はないと考えている。よって、「妥当性有り」と判断した。

(構成員) 総合療育センターは先駆的な取組みとして発展してきており、今や北九州市における療育や医療の中核的な施設となっている。その専門性と、長年培った利用者との信頼関係を考慮すると、同法人以外に指定管理者はいない。よって、「妥当性有り」と考える。

○ 検討会の意見を受け、条件付き公募方式採用の妥当性の判断について、事務局より説明

(事務局) 条件付き公募方式を採用することに「妥当性有り」との審査結果をいただいた。この結果を踏まえた上で、市として最終的な判断を行い、条件付き公募に必要な手続きを進めてまいりたい。

第2回 北九州市総合療育センター及び同西部分所に係る 指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和3年9月6日（月）18:00～19:30
- 2 場 所 北九州市役所 本庁舎 3階 大集会室
- 3 出席者 (検討会構成員等) 門田構成員（座長）、久門構成員、
田村構成員、村上構成員、吉田構成員
(事務局) 保健福祉局障害福祉部長、障害者支援課長、
施設管理担当係長、施設管理担当職員
- 4 会議内容
 - (1) 指定管理者候補の選定について
 - 当日の配布資料・議事次第等について、事務局から説明
 - 指定管理者候補の選定基準、適否選択の注意事項等について、事務局から説明
＜質疑なし＞
 - 申請団体から提案概要に関してヒアリング
 - (構成員) 仕様書の中に「4階南棟開設及び運営に関する業務」とあるが、この点に関してお考えをお伺いしたい。
 - (申請団体) 4階南棟の開所に関しては、市民のニーズがあることは承知している。これに向け、医師の確保等に取り組んでいる。市と連携を取りながら、開所に向けて進めて行きたい。
 - (構成員) 西部分所を受診するためには、まず本体を受診しないといけないようだが、最初から西部分所で診ることは難しいのか。
 - (申請団体) 現状では、北九州市内の療育を均一の水準で実施するために、まず本体で療育方針を決定することになっている。その上で、西部地区在住の方については利便性を図り、西部分所を利用させていただいている。こうした構造の中で、西部分所には初診からの利用に対応する人員配置ができていない。
 - (構成員) 必ずしも本体を受診しなくても、かなり実績のある小児科医もいるので、西部分所で完結できる方が利用者の利便性が向上するのではないか。
 - (申請団体) 利便性を考えると、その方がサービス向上に繋がるかと感じる。今後検討させていただきたい。
 - (構成員) 近年自閉症の子供が増えてきており、療育センターの医師による診断、研修会などを大変頼りにしている。しかし、この医師は70代の方で、勤め続けられるのもあと4、5年と聞いている。後継者の目途はついているのか。
 - (申請団体) 利用者の信頼も厚く、かけがえのない医師であると承知している。

- 退任が近い年齢であることも認識しているので、技術を継承する医師について、まだ目途はついていないが、今後も確保に努めたい。
- (構成員) 提案書に「医師の確保」、「外来待機期間の短縮」に向けた取組みについて記載がある。これらはかねてから改善が望まれていることで、これまでも努力を重ねてこられたことと思うが、今回いくつか具体案が挙げられている中で、今後新たに力を入れて取り組んでいこうと考えている内容があれば教えていただきたい。
- (申請団体) 現在、医師の確保に向け、ホームページを改訂中である。実際、この9月に小児科医師を1名本体で採用したが、この方はホームページを見て応募いただいております、ホームページによる医師募集の有用性を実感している。更に医師確保を進めるために、ホームページをより分かりやすく改訂し、多くの方が働きたいと思えるような施設紹介をしていく。
- 外来待機期間の短縮については、診察前相談事業のさくらんぼルームの対象年齢を未就学児としていたところ、就学児の受診待機者が増えたことを受け、就学児まで拡大した。また、医師が増えることで待機解消に繋がるため、医師の確保を併せて取り組む。
- (構成員) 利用者の年齢層を教えてください。また、入院では、一人の方が入院される期間には制限があると思うが、そうしたときに、他の医療機関との連携や、保護者への十分な説明や指導等は実施されているのか。
- (申請団体) 利用者の年齢層は出生から高校卒業までが原則となっている。しかし、引き続き本センターの関与の必要性が認められる若干名の方に関しては、高校卒業後も外来を利用していただいている。
- 入所については、手術目的、訓練入院など、利用期限がある方もいらっしゃるが、重症心身障害児の方については、高校卒業の年齢になっても、転院先がない場合には利用を続けていただいている。基本的には「障害児」の施設であるが、可能な限り柔軟に対応している。
- (構成員) 訪問診療等、在宅支援の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、重度の障害をお持ちの方への訪問についてはかなり感染対策上の配慮が必要になると思われるが、具体的な取組みを教えてください。
- (申請団体) N95マスク、フェイスシールド、グローブを装着し、ケアにあたってはガウンを着用する等の対応をしている。また、職員だけでなく、訪問先のご本人・ご家族にも体温計測を行っていただき、基準値以下の場合のみ訪問させていただくようにしている。
- (構成員) このような対策にはかなりの経費を要するはずだが、今回提案の指定管理料に、こうした経費は含まれているのか。
- (申請団体) 感染症対策について、一定の経費を計上している。
- (構成員) 小児科医が診断書の作成など様々な業務に忙殺されオーバーワーク

である状況を認識している。例えば、薬の処方や書類の作成は開業医が対応できないか等、小児科医の中で話を進めているが、それはそれとして、外来受診者数や病棟利用者数に対する適切な医師等スタッフの配置人数について検証していただきたい。

(申請団体) 小児科医師のオーバーワークの状況は認識しており、負担軽減に向けてタスクシフティングや、ICTの活用等も視野に検討していく。また、地域の先生方との連携は、今後力を入れて取り組みたい。

○ 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自項目ごとの適否を記入その後、構成員全員で意見交換

(構成員) 長年の施設運営による専門性や今後の様々な問題に対して、地域や関係機関、保護者などの意見を取り入れ、目標に沿った管理運営を行うことができる団体であり、適正であると判断した。

(構成員) 北九州市で50年以上の実績と安定した財政基盤を有していることから適正であると評価した。医師確保の点に課題が残るため、後進の育成も含め、引き続き人材確保に努めていただきたい。

(構成員) 不採算の分野でありながら、極力マイナスを抑えるための取り組みがなされており、厳しい財政の中で大変努力されていると感じた。可能であれば、西部分所に初診から通えるといいと思うので、今後検討が進むことを期待する。

また、医療的ケア児については、新たな法律により行政レベルで対応が求められることとなり、療育センターは中心的な役割を担うことになると思うので、大変期待している。

(構成員) これまでの実績から指定管理者としての適性は十分にあると考える。未来に向けて課題も少なくないと思われるため、努力の継続をお願いしたい。

(構成員) 長年の管理運営実績があり、高度な専門性を有する医療福祉サービスを提供していること、併せて、利用者の満足度が非常に高いことから、指定管理者として適正であると考えている。

○ 各構成員の審査結果を取りまとめ、検討会を終了

